

新宿区教育委員会会議録

平成30年第4回定例会

平成30年4月6日

新宿区教育委員会

平成30年第4回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成30年4月6日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時29分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	菊 田 史 子	委 員	今 野 雅 裕
委 員	星 野 洋	委 員	古 笛 恵 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中央図書館長	佐 藤 之 哉
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	長 田 和 義
教育支援課長	志 原 学	学校運営課長	菊 島 茂 雄
主任指導主事	小 林 力	統括指導主事	坂 元 竜 二
統括指導主事	波多江 誠		

書記

教 育 調 整 課 査 平 明 生	教 育 調 整 課 係 勝 山 雄 太
-------------------	---------------------

議事日程

報 告

- 1 教育委員会事務局幹部職員の人事異動について（次長）
- 2 平成30年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について
（次長）
- 3 教員の勤務環境の改善・働き方改革第一次報告書について（教育調整課長）
- 4 平成31年度使用教科用図書の採択について（教育指導課長）
- 5 平成30年度新宿区立小・中学校等児童生徒数について（学校運営課長）
- 6 平成30年度新宿区立幼稚園園児数について（学校運営課長）
- 7 「第四次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況について（中央図書館
長）
- 8 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから平成30年新宿区教育委員会第4回定例会を開会いたします。

本日の会議は全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、古笛委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○古笛委員 了解しました。

◆ 報告1 教育委員会事務局幹部職員の人事異動について

○教育長 本日は議案がございませんので、事務局から報告を受けます。

本日の進行につきましては、4月1日付で事務局幹部職員の人事異動がございましたので、初めに報告1の報告を受け、質疑を行います。その後、報告2から報告7について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○次長 お手元の報告1の資料をお願いいたします。

この平成30年4月1日付で教育委員会事務局の幹部職員について異動がございましたので、その内容について御報告、そして御紹介をさせていただきます。

まず、中央図書館長、佐藤之哉。文化観光産業部勤労者・仕事支援センター担当課長から異動昇任でございます。

○中央図書館長 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○次長 教育支援課長、志原学。総務部副参事〈中央区派遣〉から新宿区へ戻りましての異動でございます。

○教育支援課長 志原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○次長 教育指導課主任指導主事、小林力。教育指導課統括指導主事からの昇任でございます。

○主任指導主事 小林でございます。よろしくお願いいたします。

○次長 また、この3月まで中央図書館長を務められました藤牧館長については、4月1日から総合政策部の副参事（区民の声委員会担当）ということで、再任用（短時間）という形の勤務形態になりますけれども。退職の後、こちらのほうで勤務しております。

また、高橋前教育支援課長ですけれども、福祉部地域包括ケア推進課長、こちら2階にご

ございますけれども、こちらのほうに異動になってございます。

私からの報告は以上になります。

○教育長 説明が終わりました。平成30年度教育委員会事務局の幹部職員の紹介をしていただきました。

御意見、御質問のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

○教育長 では、報告1については質疑を終了させていただきます。

-
- ◆ 報告2 平成30年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について
 - ◆ 報告3 教員の勤務環境の改善・働き方改革第一次報告書について
 - ◆ 報告4 平成31年度使用教科用図書採択について
 - ◆ 報告5 平成30年度新宿区立小・中学校等児童生徒数について
 - ◆ 報告6 平成30年度新宿区立幼稚園園児数について
 - ◆ 報告7 「第四次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況について

○教育長 次に、報告2から7について一括して説明を受けて、説明の後、順次質疑をしていきたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○次長 それでは、報告の2番目になります。

平成30年第1回新宿区議会定例会における代表質問等の答弁要旨について御報告をさせていただきます。

平成30年の第1回新宿区議会定例会については、去る2月20日、2月21日、2日間にわたって代表質問、そして一般質問という形で質問のほうを頂戴し、それに対してお答えのほうをさせていただいたところでございます。

質問については、1ページ目の新宿区議会公明党から始まりまして、全部で5つの会派、それから議員としては、自民党の1人の議員からそれぞれ教育委員会に対して質問を頂戴したところでございます。

まず1ページ、新宿区議会公明党からになります。

1番、医療的ケアが必要な子どもの支援についてというところで、(1)になります。子育てや教育の現場では、人工呼吸器や胃ろう等を利用し、たん吸引やチューブによる栄養補

給など日常的に欠かせない医療的ケアの子どもがふえてきていると。

養護学校には、保護者が車や公共交通機関などにより送迎して通学する医療的ケア児が3人いると伺っておりということが書かれた上で、保護者の都合で学校への送迎ができない場合があり、医療的ケア児は学校への通学が難しくなることから、こうした状況について早急に改善する必要があるのではないかと。

東京都については、平成30年度予算で医療的ケア児が通学するための支援として6億円を計上し、専用スクールバスの運行を始めるが、養護学校における通学手段をどのように考えているのか、教育委員会の所見を伺うというのが(1)の質問でございます。

また、(2)のところでは、下から2行目のところになりますけれども、今後、新宿養護学校において、保護者の付き添いを改善し、心理的・身体的負担の軽減策を図るべきと考えるが、教育委員会の所見をあわせて伺うというところで、質問を頂戴しているところでございます。

これに対する答弁でございますけれども、養護学校においても、医療的ケアを必要とする児童・生徒は増加傾向にあり、現在10人の児童・生徒が在籍していると。

その次の段落になります。主治医から所見を得られた医療的ケア児については、安全を最優先することを基本として、段階を経て単独乗車に移行していると。

東京都では、この平成30年度、御質問の中でも予算のことを触れられているところなんですけれども、その次のページになります。利用者の利用条件ですとか具体的な運行の方法等については、現在のところ明らかになっていないと。

今後も、児童・生徒の安全を第一に考えて、東京都の取組の成果などについても参考にしながら、新宿養護学校における通学手段の確保のあり方について研究していくということで、お答えをさせていただいたところでございます。

(2)については、2段落目、新たに入学した児童に対して、看護師や教員が適切かつ安全な医療的ケアを行う体制を整えるとともに、児童が養護学校の生活に十分になれ、安定しているとの所見が指導医から得られた際には、校内委員会で協議の上、保護者による付き添いを終了してきてございます。

平成30年度からは、こうした指導医による検診の機会をふやしながら、保護者の負担軽減につなげていくということでお答えをさせていただいたところでございます。

また、2番のところでは、教員の勤務環境の改善・働き方改革についてということで、(1)の部分、教育委員会事務局内に設置されたプロジェクトチームにおけるこれまでの検

討状況について。(2) 学校で対応に苦慮する、これは法律相談の関係でございますけれども、こういうものについて、どのような体制で取り組むつもりなのかというような点。

(3) 業務時間外の留守番電話の導入や働き方改革に向けた数値目標の設定、さらには保護者や地域、学校関係者の方々への周知・啓発なども必要ではないかというような点。それぞれ質問のほうを頂戴したところでございます。

答弁については、この2ページから3ページにかけて記載のとおりでございます。

4ページにお進みいただければと思います。

4ページは日本共産党新宿区議会議員団からの質問でございます。子育て支援策の充実についてというようなところでございます。

質問の一番最後、下から2行目のところです。就学援助の基準を切り下げ前の生活保護基準を堅持するとともに、基準を1.2倍から1.3倍に拡大し、多子世帯への給食費の補助を行ってはいかがかというような質問を頂戴してございます。

答弁については、これも記載のとおりというところでございます。

5ページをお願いします。

こちらでは、自由民主党・無所属クラブからの質問になります。

区立図書館と地域コミュニティづくりについてというような点で、御質問を5点にわたって頂戴してございます。

(1) のところ、「区民意識調査」の結果をどのように捉えてきているのかというような点。それから(2)、現在、指定管理者制度が導入されているわけなんですけれども、今後もこの体制で運営していくのかどうなのかというような点。(3) では、早稲田の古書店街連合会との連携というような点。それから(4) では、図書館のシステムを捉えまして、6ページにお移りいただいて、新しい図書館情報システムの区民サービスの面での特徴とセキュリティ面での配慮についてというような点。(5) では、マイナンバー等の関係についてというような点。それから(6) については、地域コミュニティづくりの視点から、区立図書館は今後どのように地域コミュニティづくりにかかわっていくのか。6点について質問を頂戴したというようなところでございます。

こちらについても、答弁は記載のとおりでございます。

それから、7ページにお進みいただきまして、こちらは自由民主党のおぐら議員からの一般質問という形で、質問を頂戴してございます。

小・中学校における英語教育についてというところでございます。

(1) のところでは、今回の学習指導要領の改訂により、小学校では平成32年度から5・6年生の外国語が教科化、3・4年生の外国語学習が必修化されると。そうした中で、具体的にどのような支援を行っていくのか。

それから、7ページ一番下の行でございます。また、あわせて、平成32年度からの全面実施への円滑な移行に向けて、移行措置期間中の取組についてというようなところで質問を頂戴してございます。

8ページ、お願いいたします。

(2) のところでございます。2行目、英語教育推進リーダーの海外派遣、また、短時間学習の効果的な指導方法やデジタル教材の活用について、これらについての成果、あるいは今後どのようにその成果を活用していくのかというような点で御質問を頂戴してございます。

(3) では、ALTの活用についてというようなところでの質問でございます。また、(4) では、英検チャレンジについて今後どのように取り組んでいくのか、それぞれ質問を頂戴したところでございます。

こちらについても、答弁は記載のとおりでございます。

9ページ、お願いいたします。

社民党新宿区議会議員団でございます。こちらでは、区政の基本方針についてという質問の中で、教員の長時間労働をなくす施策の実施についてということで、プロジェクトチームの設置の関係で質問を頂戴してございます。

10ページのほうにお移りいただきまして、(2) のところでは、学力テストの関係について、「新宿区学力定着度調査」、その目的と成果について。また、続けることで何が得られるのか、どのように調査結果について活用していくのかというような点から質問のほうを頂戴してございます。

こちらについても、答弁は記載のとおりでございます。

11ページ、スタートアップ新宿からになります。

こちらでは、ICTについてということで御質問を頂戴してございます。自治体でもICTを積極的に活用する動きが始まっており、つくば市では、「自治体のRPA活用推進に向けた共同研究」が行われている。このRPAとは、「Robotic Process Automation」の略称で、直訳すると、ロボットによる業務の自動化という意味になるそうでございます。こうしたものが教員の多忙化を解消するために活用することができないか、有効ではないかというような点で御質問を頂戴したところでございます。

答弁については、こちら記載のとおりでございます。

以上が、この2月20日、2月21日のところで、議会のほうで質問を頂戴し、また答弁した内容ということでございます。よろしくお願いたします。

○教育長 ありがとうございます。

続いて、報告3をお願いします。

○教育調整課長 それでは、報告の3、教員の勤務環境の改善・働き方改革の第一次報告書について御報告いたします。

お手元の報告書につきましては、前回の委員協議会で御説明申し上げた報告書の案に対して、これまでの間にいただきました御意見を反映させた内容となっております。

初めに本日の資料、A4、1枚のものをごらんください。

1の報告書の概要です。本報告書につきましては、教員の勤務環境の改善・働き方改革を早期に具体化し、実行していくための基本的な考え方や具体的な取組の方策等を示すもので、取組の方策は実践できるものから速やかに実施していくことを基本としています。

また、教職員への聞き取りが必要な事項につきましては、学校に対するヒアリング等を改めて行い、今年の7月を目途に第二次報告書として取りまとめていくものでございます。

次に、報告書の基本的な構成についてですが、本報告書の中では、教員の勤務環境の改善・働き方改革に向けての「基本的な考え方」と、取組についての「3つの基本姿勢」及び「取組方針」を示すとともに、「30の具体的な取組の方策」について、「勤務環境の改善に向けた具体的な取組」と「教員の意識改革」、そして「取組の実効性を担保するしくみづくり」の3つの視点から体系化して、整理したものとなっております。

それでは、報告書本体をごらんください。

まず、1枚おめくりいただきますと、目次がございます。

ここでは先ほどの基本的な構成を示しており、全体を5章立てのつくりにしております。そして、その後ろのところ、30ページからですが、資料として、プロジェクトチームにおける検討経過や、教員の勤務実態調査の結果、教員の1日の勤務イメージを、そして参考として、この間の国や東京都における検討状況についてまとめたものをお付けしております。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

まず、第1章の本報告書の位置付けでございます。先ほど概要については御説明いたしましたが、昨年実施しました教員の勤務実態調査の結果を受け、教育委員会では、この枠内に記載のございます2つの基本的認識のもと、総合教育会議における区長との意見交換を行う

とともに、新宿区教育ビジョンでも教員の勤務環境の改善・働き方改革について今後の取組の方向性を示したものでございます。

そのような現状認識のもと、教員の勤務環境の改善と働き方改革を早期に具体化し、実行していくため、昨年12月のプロジェクトチーム設置に至ったもので、この間の6回にわたる検討から、記載のように30の具体的な取組の方策について、この3月に第一次報告書として取りまとめたものでございます。

次に、2ページの第Ⅱ章では、教員の長時間勤務の実態を解消することにより、質の高い教育活動を継続することで、子どもたちが生涯を切り拓いていく力を一層伸ばしていくこと、そのことを教員の勤務環境の改善・働き方改革の基本的な考え方として掲げたものでございます。

そして、第Ⅲ章では、初めに教員の勤務実態として、今回の調査を通して明らかになった教員の勤務実態について、平日と土日の勤務状況を分けて記載した上で、それらを合算した形で1週間当たりの実働勤務時間を表しております。

また、7ページからは、働き方に関する教員や教職員組合、学校安全衛生委員会における意見などを取りまとめたものでございます。

続きまして、9ページをお開きください。

第Ⅳ章は、勤務環境の改善や働き方改革を推進していくために、このページの枠内に記載がありますように、教育委員会は教員の置かれた厳しい勤務状況を重大なこととして受けとめ、学校管理職と連携を十分に行い、責任を持って教員の勤務環境の改善と働き方改革を進めていく。また、学校管理者は、各学校の実情に応じた主体的な取組を進められるよう、各学校において、教職員間で業務の見直し等について話し合う機会を設け、業務改善等を推進していくこと。

「勤務環境の改善に向けた具体的な取組」、「教員の意識改革」、「取組の実効性を担保する仕組みづくり」の3つの視点から学校の実情を踏まえた具体的な取組を検討し、実践できるものから速やかに実施していくこと。

そして、教員の実働勤務時間を継続的に把握するとともに、取組の効果を検証することにより、教員の勤務環境を着実に改善していくことの3つを基本姿勢として位置づけ、次ページに記載してございます過労死ライン相当の勤務実態の解消を目指すことを取組の方針として、まずは1週間当たりの実働勤務時間が60時間を超える教員をゼロにする、このことを当面の目標として掲げたものでございます。

そして、第V章として、勤務環境の改善、働き方改革のための具体的な取組の方策について、11ページに3つの視点でまとめております。

1の勤務環境の改善に向けた具体的な取組では、学校支援体制の活用による人的支援や、設備・備品の充実による物的支援、効率的な校務処理に向けた運営支援の3つで整理し、それらを実行することで教員の長時間勤務の解消を図ってまいります。

2の教員の意識改革では、教員が健康でやりがいを持ち、限られた時間の中で最大限の効果を上げ、質の高い教育活動を継続していくための意識改革に向けた取組を推進してまいります。

そして、3の取組の実効性を担保する仕組みづくりでは、全教員の勤務時間を正確に把握し、削減に向けた取組効果の検証を行う仕組みづくりと、保護者や地域の理解・協力による教員の働き方改革の推進に向けた環境づくりを進めてまいります。

次ページ以降には、個々の取組について具体的内容を、現状と対応策、実施予定時期について記載しています。

時間の都合もございますので、幾つか簡単に御説明いたしますと、まず、12ページの学校支援体制の活用による人的支援では、(1)の教員業務と学校配置職員の事務分掌の見直しとして、既に学校には多くの人材が配置されているが、業務に従事するに当たって事務の内容が明記されておらず、必ずしも業務に必要な事務に従事していない実態もあることから、校内に検討組織を設置し、事務分掌等について各学校の状況に応じた対応策を検討するとともに、学校に対するヒアリング調査を実施し、区が独自に配置しているスタッフの効果的・効率的な活用について、今年度新たに設ける部会において平成31年度に向けた検討を行ってまいります。

13ページの(4)学校の法律相談体制の整備につきましては、今年度の新規事業となります。学校が法に基づく助言が必要となる事案に対する環境整備として、まずは法律相談体制のルールづくりを進め、7月からの制度運用を目指してまいります。

14ページに移りまして、(5)の部活動の適切な運営ですが、知識や経験のない部活を担当することや大会参加のための休日出勤が負担との意見がある一方、部活動を指導するために必要な経験のある人材の異動等により、部活動の安定的な活動が困難な場合などもあることから、現在、プロジェクトチームのもとに「部活動を支える環境の整備に関する検討部会」を設置し、検討を進めており、そこで6月を目途に部活動のガイドラインを策定してまいります。

次に、設備、備品の充実による物的支援でございますが、こちらは、（１）の留守番電話の導入として、勤務時間外の問い合わせ等により、予定していた業務が行えない実態があることから、導入に向けて運用ルールの策定や保護者等への周知、理解に取り組んでまいります。

次の（２）のタイムレコーダーの導入では、こちらでも今年度の新規事業になりますが、現在、教員の勤務時間については、勤務時間管理表や週案をもとに、自己申告により記録をとっており、教員の実働勤務時間を客観的に把握することが難しい状況がございます。

そこで、タイムレコーダーの機種選定から運用ルールの整備等を進め、９月からの運用開始に向けて取り組んでまいります。

次に、効率的な校務処理に向けた運営支援では、16ページの（２）ICTを活用した教材の共有化でございます。

校務支援システムにより、教材の共有化ができる環境は整っているものの、各校の活用状況はまちまちで、学校間の共有も余りされていない状況にあることから、今後はICTを活用した教材の共有化を原則として、授業準備、教材研究における効果的な活用と効率化を推進してまいります。こちらでも各校の共有状況を確認し検討するために、ヒアリング調査を実施してまいります。

また、（３）の調査等の精選や、（４）の会議等の精選、（６）の校内における配布物の省力化につきましても同様にヒアリング調査を実施し、状況の全体像を把握した上で、課題の整理等ができたものから順次実施してまいります。

さらに並行して、会議等の精選と校内における配布物の省力化では、校内の検討組織において、学校の状況に応じた対応策についても検討してまいります。

続いて、19ページをお開きください。

２の教員の意識改革の具体的な取組についてです。

こちらでは、（１）で先ほどのタイムレコーダーの導入による一人ひとりの教員への学校在校時間の意識づけや、20ページの（２）定時退庁日の設定、（３）の長期休業中の一斉休暇取得の促進など、管理職を含めた教員一人ひとりが意識を変えていくための８つの方策に取り組んでまいります。

続きまして、22ページをお開きください。

３の取組の実効性を担保する具体的な取組では、（１）の勤務時間を客観的に把握するシステムの導入、（２）の在校時間の上限の設定、そして24ページ（６）の保護者等に対する

周知・啓発の実施とともに、(7)の校園長が経営責任者として業務改善に取り組む仕組みの導入で、各学校の実情に応じた主体的な業務改善の推進に向けて、教職員間で業務の見直し等について話し合うための校内検討組織を設置してまいります。そして(9)の学校評価の活用など、教員の働き方改革の推進に向けた環境づくりを進めてまいります。

それでは、最初のA4の資料にお戻りいただきまして、2番の今後のスケジュールについてでございます。

本報告書につきましては、来週11日の午前中に議会に報告をし、あわせてその日の午後開催いたします臨時の校園長会において説明し、取組をスタートさせてまいります。そして、17日には今年度第1回目の働き方改革PTを開催し、以降6月末までの間で計5回ほど開催してまいります。

また、4月下旬ごろに学校ヒアリング調査を実施し、第二次報告書の検討を進めてまいります。

そして、7月の教育委員会臨時会におきまして、第二次報告書の報告をさせていただく予定であります。

最後になりますが、教育委員会では、第二次報告書の内容も含めた取組を総合的に講じていくことで、教員が健康でやりがいを持ちながら、質の高い教育活動を継続できる環境づくりを整えてまいりたいと考えております。

説明が長くなりましたが、以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

続いて、報告4をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、報告4、平成31年度使用教科用図書の採択について報告をさせていただきます。

平成31年度使用教科用図書の採択については、報告資料の1にありますように、平成31年度に使用する特別の教科 道徳を除いた、小学校教科用図書の採択、そして平成31年から32年度使用する中学校教科用図書、特別の教科 道徳の採択。そして特別支援学校と小学校、中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択がございます。

資料の2をごらんください。

小学校教科用図書の採択の手続きです。流れを示した図もあわせてごらんいただければと思います。

教育委員会は、平成31年度使用の小学校教科用図書について、審議委員会に教科用図書に

関する調査・審議の結果を答申するよう諮問します。

審議委員会では、各学校に対し、教科用図書について調査研究を依頼します。

各学校は、教科用図書について調査研究し、審議委員会に報告をいたします。

審議委員会では、各学校から報告された調査研究資料をもとに、全ての教科用図書について調査・審議し、結果を教育委員会へ答申いたします。

教育委員会においては、審議委員会の答申を受け、協議し、平成31年度に使用する教科用図書一種を採択いたします。

なお、平成31年度に使用する教科用図書については、平成29年度に教科書検定を受けた教科用図書のうちから採択を行いますが、平成29年度の教科書検定では、新たな図書の申請がなかったため、基本的には前回、平成25年度検定合格図書等の中から採択を行うこととなります。

よって、今回の採択におきましては、審議委員会では平成25年度検定合格図書等については、既に全ての教科用図書について調査委員会の調査及び調査資料の作成を行っているため、改めて調査及び調査資料の作成は依頼せず、平成26年度に行った教科書採択の資料を使用して、今年度の教科書採択を行います。

ただし、学校調査の結果、調査委員会の調査が必要と判断された場合においては、この限りではございません。

続いて、裏面をごらんください。

中学校の教科用図書（特別の教科 道徳）の手続きについてでございます。同じく、流れを示した図もあわせてごらんください。

小学校と同様に、教育委員会は審議委員会に教科用図書に関する調査・審議の結果を答申するよう諮問いたします。審議委員会は、調査委員会に教科用図書について調査研究及び資料作成を依頼します。また、審議委員会は各学校に対して、全ての教科用図書について調査研究を依頼します。

調査委員会は、全ての教科用図書について調査研究及び資料作成し、審議委員会に報告します。また、各学校は全ての教科用図書について調査研究を行い、審議委員会に報告をいたします。

審議委員会は、調査委員会及び各学校から報告された調査研究資料をもとに全ての教科用図書について調査・審議し、結果を教育委員会へ答申いたします。

教育委員会は、審議委員会からの答申をもとに、教科用図書一種を採択する。そのような

流れとなっております。

特別支援学校と小学校、中学校の特別支援学級において使用する教科用図書については、昨年度と同様に、学校への調査、審議委員会からの答申を受け、採択を行ってまいります。

採択結果につきましては、東京都教育委員会へ本年8月31日までに報告をいたします。

以上が教科書採択の流れとなっております。

本日、報告としてつけさせていただいたその他の資料となりますが、次の2枚目が参考資料としまして、関係の法令についてまとめさせていただきました。

そして、1枚めくっていただきますと、平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択手続きについてというものとなっております。

そして、その次が、採択に関する要綱となります。

そして、その要綱の次がございますのが、それぞれ小学校、中学校の採択にかかわる細目となっております。

以上が本日お配りしていただいている資料となっております。

さらに、教科書展示につきましては、本年6月1日から14日に特別展示として、教育センターと区役所4階の教育指導課で予定しております。また、6月15日からは法定展示としまして、6月28日までの期間、教育センター、区役所4階の教育指導課、そして四谷区民センター、昨年度と同様の場所で行う予定となっております。

以上で、平成31年度使用教科用図書採択についての報告を終わります。

○**教育長** ありがとうございます。

続いて、報告5をお願いいたします。

○**学校運営課長** それでは、報告5、平成30年度新宿区立小・中学校等児童生徒数につきまして、御説明させていただきます。

平成30年度新宿区立小・中学校等児童生徒数につきましては、4月1日現在の児童・生徒数の状況につきまして、各学校からの報告をもとに集計を終えております。

なお、お手元の資料の見方でございますが、一番上の小学校と左上に表記されているものが通常学級の1年から6年の内訳、中段、中学校となっている表組みのところは新宿区立の中学10校の内訳になってございます。その下にまいりますと、特別支援学級・特別支援学校、そして最後に、日本語学級の内訳になってございます。

それではまず、小学校から説明させていただきます。

児童総数につきましては、中央右の総数の小学校の欄を御参照願います。9,061名となっ

てございますが、昨年から276名の増となっております。学級数は374学級、昨年と比べまして8学級の増となっております。新1年生の学級でございますが、小学校29校全校において35人学級での学級編制でございます。

昨年と比べまして大きく新入学の人数が変動した学校をピックアップして御紹介させていただきますと、四谷小学校が35名の増、柏木小学校は逆に25名の減となっております。

また、3学級編制では、本年度は7校、具体的に申しますと、市谷小学校、早稲田小学校、牛込仲之小学校、四谷小学校、四谷第六小学校、落合第一小学校、西戸山小学校の7校となっております。

昨年3学級の愛日小学校、落合第四小学校は2学級、また、昨年2学級の牛込仲之小学校、四谷小学校、四谷第六小学校は、本年度3学級の編制となっております。

また、江戸川小学校、戸塚第三小学校は、各校の全学年で初めて2学級の編制となっております。

次に、中学校でございますが、生徒総数は2,646名、昨年4月1日現在で2,672名でしたので、26名の減となっております。学級数としましては103学級、昨年よりも7学級増となっております。

新1年生の学級につきましては、新宿、西早稲田中学校を除く9校で35人学級の対応の学級編制となっております。

新1年生で昨年に比べて大きく人数が変動した学校を申し上げますと、西早稲田中学校は30名の増、新宿中学校が28名の増、牛込第三中学校が25名の増となっております。牛込第一中学校は25名の減となっております。

次に、特別支援学級・特別支援学校児童生徒数でございます。

まず、小学校ですが、1番から5番までの知的障害につきましては、本年度は10名増の103名となっております。また、6番目でございます東京女子医大内でございます病弱のお子さんの通う院内学級、昨年よりも1名増の3名となっております。

網掛けの7番目は、まなびの学級でございます。まなびの学級の対象は、昨年285名に対しまして、ことしは330名ということで、45名の増となっております。

8番目の新宿養護学校では、昨年度は合わせて34名、今年度は36名となっております、2名の増となっております。

特別支援学級・特別支援学校の合計といたしまして129名だったところ、13名増となりまして142名が合計となっております。

続きまして、特別支援学級・特別支援学校の中学部でございます。

1番から3番の知的障害ですが、今年度は3名増の48名となっております。中学校の通級学級ですが、平成31年度特別支援教室の全校開設に向け、平成30年度は先行実施をいたします西早稲田中学校、西新宿中学校、新宿中学校の3校で11名の皆増、落合第二中学校、牛込第三中学校の通級学級では1名増の23名、合わせて34名となっております。

7番目の新宿養護学校ですが、昨年度は9名に対しまして、ことしは3名増の12名となっております。

最後に、日本語学級の状況を御紹介させていただきます。

まず、小学校の大久保小学校でございますが、昨年同様の2学級となっております、昨年から2名減の35名となっております。中学校の日本語学級、新宿中学校でございますが、昨年よりも2名増の13名となっております。学級数は昨年同様に1学級です。

4月1日現在の児童生徒数の報告は以上でございます。

○**教育長** ありがとうございます。

続いて、報告6をお願いいたします。

○**学校運営課長** 続いて報告6、平成30年度新宿区立幼稚園園児数につきまして御説明させていただきます。資料のほうを御参照願います。

3歳児につきましては、全体が265名、前年度に比べまして15名の増、定員に対する充足率は94.6%となりまして、前年対比で5.3ポイントの増でございます。

4歳児につきましては264名、昨年に比べまして21名の減、定員に対する充足率は62.9%で、5ポイントの減となっております。

5歳児につきましては281名、前年と比べて27名の増、充足率66.9%で6.4ポイントの増でございます。

3歳児、4歳児、5歳児合計いたしますと、21名の増となっております、充足率72.3%、前年度に比べまして1.9ポイントの増となっております。

報告は以上となります。

○**教育長** 続いて、報告7、お願いいたします。

○**中央図書館長** それでは、「第四次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況を御報告いたします。

この計画は、平成28年度から平成31年度まででございます、5つの数値目標がありますので、それについて報告いたします。

1 番の区立図書館の子どもの延べ利用人数の増加でございます。

これにつきましては、合計では既に昨年度も達成しております。中学生、高校生については達成しておりませんでした、平成30年1月末で目標値を超えているところでございます。

2 番目の区立図書館における子どもの年間貸出冊数の増加でございます。これも合計では昨年既に達成しておりますが、中学生、高校生につきましては、まだ達成にはなってございません。ちょっと平成29年は下がったんですけれども、平成30年は無事回復しまして順調に伸びているところでございます。

3 番目の区立図書館における団体貸出冊数の増加につきましては、昨年度も既に目標を達成して順調にふえているところでございます。

裏面をお願いいたします。

4 番の区立図書館における団体貸出の利用率の増加でございます。これは分母の団体も増えておりますし、分子の利用しているところも増えている中で、昨年は分母の団体の方が大きく増えていたところ、ちょっと利用率が下がったところでございますけれども、今年度は分子の利用団体も順調に増えて、目標に向かっていくところでございます。

5 番の区立小学校・中学校の児童・生徒の不読者率の減少でございますけれども、これは目標よりもかなりいい数字をいただいているというところでございます。参考に人口の推移をつけております。

以上でございます。

○**教育長** ありがとうございます。報告は全て終了いたしました。

これから順次、質疑等を行っていきたいと思います。

報告2について、御質疑のある方はお願いいたします。

代表質問等々ですけれども、何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○**教育長** よろしゅうございましょうか。こういうやりとりがあったということで。

次に、報告3、教員の勤務環境の改善・働き方改革第一次報告ですけれども、これについては、大変恐縮ですが、各委員からそれぞれ御意見、御感想をいただきたいというふうに思います。私のほうで、席順で御指名させていただきますので、よろしく申し上げます。

古笛委員からお願いできますでしょうか。

○**古笛委員** 今回、教員の働き方改革ということで、ある意味、形から入っているところはあ
るんですけれども、やっぱり形から進んで中身が追いついていくということも必要なので、

ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

具体的な件に関しましては、やはり学校の法律相談体制というところですが、せっかく行くので、ぜひこれを効果的なものにしていただけたらと思っています。

今、学校問題というのは、弁護士会のほうも積極的に取り組んでいるところでして、一つの専門分野のような扱いになってきています。スクールロイヤーとか学校内弁護士とかいう言葉も一般化しているとおりに、やはり法律的な問題の専門的な解決が必要だろうと思っておると。

ただ、法律相談体制ができたとしても、現場の先生方が何を聞いていいのかというところ、すぐにどうぞといっても、なかなか敷居の高いようなところもあると思いますので、ある程度軌道に乗るまでは、典型的なQ&Aを配ってみたりだとか、それから書面で回答するときの書式のマニュアルを考えてみたりだとか、具体的なところから一つ一つ積み上げていってというふうには思っています。

ぜひこれを通して、個人的には、先生方が今まで1人で抱えられていたような問題を学校の問題として、ひいては区の問題として引き上げていって、そして先生方の負担軽減につながれば、それは法律家としてもうれしいなと思っています。

○**教育長** ありがとうございます。また具体的なところについては、先生にいろいろアドバイスをいただきながら詰めていきたいと思っておりますけれども、そのときはよろしく願いいたします。

では、星野先生、いかがでしょうか。

○**星野委員** 僕の場合は、医者立場ということでお話をさせていただきたいんですけども、長時間労働が身体的にも精神的にも大きな負担となって、自殺を含めた過労死の問題に通じるということは、もう誰でもわかることだと思います。また、集中力の低下を招いて、仕事の効率が落ちて、結果として仕事が終わらず、ますます長時間労働になってしまうというのも、誰が考えてもわかることだと思います。

ちょっと話ずれてしましますが、過重労働の代名詞とすれば、医者もあるんですけども、最近、医療界で何が起こっているかというところ、結局、研修医の労働時間を制限することによって、医療現場で人手不足が発生しまして、特に救急医療の場では、有名なところでも全科当直ではなくなって、総合医が診て、それを担当に振り分けるというふうな状況になってきているので、結局、医者の世界でも労働基準監督署が入ってきて、指導を受けると、そういう実態が起こってしまいますので、正直、先生の今の仕事をずばっと減らしてしまうと、教

育の質が落ちてしまうだろうというのは容易に想像がつくと思います。

では、我々が今までなぜそういうのに耐えられてきたかと考えると、我々の場合は夜の仕事というのが自分の勉強になっているんですね。ふだん昼間だったら上の先生がやるような仕事を、夜だったらその先生がいないので、我々ができると。でも、それはあくまで自己研鑽であって、仕事ではないということです。

結局、我々も昼間も仕事をしているわけですがけれども、先生みたいにずっと昼間は授業をやって、間を見て雑用や授業準備をしているわけではなくて、休憩時間もとれますし、極端な話、昼間当直室に行って寝ているようなこともありましたので、要するに仕事のめり張りさえつければ、ある程度の部分的な長時間労働はできるのではないかなと思っておりまして、タイムカードを入れるようなことで、他覚的にも自覚的にも時間をコントロールすることをやれば、多少時間が延びても、何となく仕事ができるのではないかなと考えております。

○**教育長** ありがとうございます。時間外で効率が悪くなって、効率が悪くなるからまた時間外になるというのは、我々も反省をしなきゃいけないと思っていますけれども。

今野先生、よろしいでしょうか。

○**今野委員** 今度の働き方改革は、あらかじめ学校に対して調査をして、それをもとに対策を立ててきたわけですがけれど、新宿区でも過労死ラインのところまで教員が働いているという実態は非常にはっきり出ましたので、これは大きなことで、調査は意味があったなというふうに思っております。

ただ、その一方、何でそんなに忙しいのかと。個別のデータもありましたけれど、データの上から見ると、平均してしまうせいなのでしょう、あるいは項目を大きくグルーピングしてしまうせいなのか、端的に過剰な勤務時間を強いている主要な要因が何かというのが、なかなかはっきりと出てこなかった。実際には現場の意見なども細かに聞いて、そして考えられる対応策を非常に体系的に、緻密に整理したということで、これを全部できるところからいろいろやっていかなきゃいけないなということになっていて、それはそのとおりでなと思うんですけれど、その主要な要因がどこにあるのかというのをもう少しはっきりさせると、ターゲットを絞りやすくなるかなと思うんですね。

そういうことで、これからも学校に対してヒアリング調査などもするということですので、学校ごとに、あるいは職員ごとにも相当違うんだろうと思いますけれども、ターゲットを少し絞れるような、どこが一番のポイントなのか。この間の調査からすると、みんな少しずつ全体で忙しいというような感じではあるんですけれど、できればターゲットになるようなも

のが絞り込めればよいなど。

恐らく中学校だったら部活みたいところに、特に休日なんかの場合にははっきり出てくると思うんですけど、それ以外のところのそういうようなことがわかるように、ヒアリング調査の中でも分析というか、多く聞いていただければ、ありがたいと思います。

そのときに、どうしても学校関係者の頭ですと、それは当然だよなという従来の考え方があると思うので、場合によって、教員関係以外のほかの分野の人もそのヒアリンググループの中に入れていただいて、いろいろ自由な目で見てもらうというのも一つ、新しいものが出てくる可能性がありはしないかなというふうなことを思いました。

いずれにしても、今度できた3つのポイントから30項目ということで、非常に要所を押さえられた総合的なものにはなっている、やれそうなことはみんな書いてあるので、ぜひやらなきゃいけないと思うんですけども、今も出ましたけれども、タイムレコーダーでの意識改革、定時退庁、校長先生の宣言など、それぞれとてもいいことだと思うんですけど、今までの経験上、実際に仕事が減る状況にしていけないと、宣言しても実態は変わらないので、実質的に業務を減らす、あるいは効率化する。その点がどこにあるのかは学校ごとに違うかもしれませんが、そのあたりをターゲットとして見つけ出して、結局、地道な活動ということになると思うんですけども、そういうことが大事かなと。

それから前回、羽原委員の御指摘もあって、学校ごとの見直しというのが重要であるというように、追加の事項でいろいろ出て、これはとてもよかったなというふうに思います。やっぱり仕事は同じようなことをしていても、それぞれの職場ごとに違うものですので、職場で責任を持って、より見直すことが一番大事なことだなと思いました。

ただし、学校で見直しをするときに、組織的にやりなさいと言うと、何かテーマごとにいろいろな人がたくさん集まって会議をするというふうなことになるがちで、かえって形骸化してしまうことも考えられますので、学校で検討するときに実質的な検討になるように、ぜひ御指導いただければなというふうに思いました。

それから、学校参観などでも、よく補助的に入っている方もいろいろいらっしゃるんですけど、一般的にはどうも、うまく連携した形でやれているのか疑問に思うような、見た感じなんですけれど、そういうような光景もあります。せっかく措置されている人がいるわけですから、この計画の中にもきちっと仕事の見直しをというふうなことがありますけれども、ぜひそれはやっていただければと思います。

幾つかあるんですけど、特に一番大きなものは部活のことになると思いますけれども、ぜ

ひある程度スリム化、今、国のほうでもそういう方向になっていると思いますけれども、過度に勝利にこだわって、一生懸命、年がら年中やるというふうな傾向があるように聞いていますけれども、学校の部活というのは、教育活動の面もありますけれど、将来にわたってスポーツを楽しんでやれる基礎をつくるということが一番大事なところだろうと。そういうあり方の再確認みたいなものを、少しやっていただいたらいいなど。

それから、特に関連で、少し中体連の活動も適正化してもらうようなことで、それは別の団体のことですが、そういうようなことも必要かなと思いました。

個別にいろいろ考えたこともあるんですけど、1つだけ最後に。地域協働学校の関係で、これも上手に回っていくと、地域の人たちが学校と協働していろいろな活動をしていただけるので、大きな意味では、教員の働き方改革に大きく役立つものだというふうに思っているんですけど、地域協働学校は、もともと制度的にはコミュニティスクールと言われるものです。これは、もともとは校長の運営方針を承認するか、学校の管理運営に地域の方々を参加させて意見を言わせるというようなことが、もともとの制度の位置付けだったんですね。実際にはそういう事業を活用して、特に新宿の場合はスクールコーディネーターの方々と協力しながら、地域の人が学校を応援する、いろいろな活動をする、その母体になってきているわけです。

もともとのコミュニティスクールの位置付けから、さらに学校支援とか学校協働みたいなことが今課題になってきているわけですが、少し将来的なことなんですけれども、そのままの形でいいのか、あるいは地域支援「ぶんぶん」というのが以前ありましたけれども、ああいうようなものを少し機能を持たせるような制度的なことも検討する必要があるのかなと。あるいはそうではなくて、今のままでそういう学校支援的な機能がうまく発展させられるかどうか、両方の行き方があると思うんですけど、制度的にもう一つの支援的な機能をつけるということも少し先には考えてもいいのかなと、そんなことを思いました。

いずれにしても、保護者、地域の方々との連携も有力なツールになると思いますので、ぜひ教育委員会としても支援いただければというふうなことを改めて思いました。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。統計処理をしても、なかなか勤務実態や個別の教員の働き方が目に見えてこないもどかしさはありますけれども、それは限界はあるとして、ヒアリングを通じて、今後そのあたりを埋めていく、そして学校現場の知恵を出してもらって、そして、主任指導主事に来ていただけますから、それを中心に、しっかり具体的な会計を出していき

たいというふうに思います。

それから、地域協働学校は多分、学校側が何をやりたいというふうに明確にわかっている学校は、地域は何でも協力してくれるんだけど、学校が何をやりたいかよくわかってないと、地域も手出しができない学校があるので。とにかく、冗談はさておき、主任指導主事に頑張ってくださいというのは本当ですけど、ヒアリング調査で具体的などころ、各学校含めてよく聞き取って、第二次報告書に向かっていきたいというふうに思っています。よろしく願います。

では、菊田委員、願います。

○菊田委員 このヒアリング調査を進めていく中で非常に思ったのは、やはり働き方に対する抜本的な考え方を、教育委員会はもちろん、現場も、そして社会で変えていかなければいけないんだなということを、報告を受けるたびに考えてきました。

その中で、やはり親御さんにも理解していただく必要があると思っています。私も保護者ですけども、先生方に求め過ぎてはいないかということをご顧みる必要があるんじゃないかなというふうに思っています。何でもかんでも先生方にお任せして、学校に出せば、先生方ならやってくれるものと思いがちですけども、そうではなくて、教育の主体はあくまで家庭にあるんだということにもう一度立ち返って、そして先生方と協働しながら子どもを育てていくということに、しっかり視点を移してやっていく必要があるのではないかと。そのために、PTAも活用して、私もPTAをやっていますけれども、PTAにも御協力をいただきながら、理解を進めていく必要があるのかなというふうに思っています。

地域協働学校のお話も出てきましたけれども、これは親御さんだけに言えることではなくて、地域にもやはり理解していただかなければいけないところがありまして、例えば育成会等の活動、あるいは地区協との活動、いろいろな活動を学校は一緒にしていますけれども、そこで活躍していらっしゃる地域の方々にも、やはり先生方の働き方改革についての御理解を求めていく必要があるんじゃないかなと思っています。

私も地域活動をしたり、あるいは親として活動していますけれども、微力ではありますが、そういう協力ができればというふうに考えています。

以上です。

○教育長 多分、保護者の要望というか、大きく保護者と具体的にかかわってるところですので、菊田委員のチャンネルも使わせていただきながら、いい方向に行くんだよということ、決して先生たちが一方的に楽になるためじゃなくて、先生たちが働き方を変えることで

子どもに向き合う時間とか余裕ができることが、子どもたちにとっても良いことだということをしつかり保護者や地域の人に伝えられるように努力していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、羽原委員、よろしくをお願いします。

○羽原委員 前回どなたも話をしなかったのですが、僕が長時間しゃべりましたが、よく取り入れてくださって、主要な観点は盛り込んでいただいたと思って、喜んでおります。短時間にありがとうございました。

それで、あれこれ話したいので、長時間労働にならない程度に。

昔の長時間労働というのは、女工哀史的な、つまり食べるために働かなければいけない、経営者もノルマを課すことによって、労働環境を悪化させてでも、長時間労働というものをやらないと生きていけないような環境に追い込んで成り立っていた。

しかし、この先生の長時間労働にいろいろなことが絡み合ってきて、先生方ももっと言いたかった時代があったし、言うべきであったと思いますが、どこにどう言っているのか。つまり、もつれにもつれた糸をどうほどくかという、その作業が全くないままにと言っているほどに、もろもろが重なったと、僕はそういうふうな印象を持っています。

ですから、十数年前からこの問題は大変だろうなと思っていたところ、やはり大変だったという感じであります。

それで、長時間労働は、一つは、文科省に責任があると思うのは、カリキュラムや指導要領のボリュームを増やしたときに、必要とする時間の限定が本当に考えられていたか。現場、教室での時間の使い方と期待するボリュームがマッチしていなかったのではないかなど、これが大きいと思うんですね。やはりカリキュラムをつくったときにもうちょっと先生の側の立場も考慮すべきではなかったのか、これが、僕は大きい問題だというふうに感じています。

それから2つ目は、保護者をめぐる環境が相当変わってきた。教育熱心になったというような、いい面もあるけれども、学習と福祉のバランスというのか、福祉に依存しないとやっていけないような生活環境に対して福祉の底上げがあつて初めて、学力のほうに関心が向かう、その下部構造の福祉の問題が非常に大きくなってきた。それが先生の負担を増やすことにもなっていると思います。

特に近年は、若い先生が増えて、まだ十分に慣れていない先生にとっては、非常に時間の使い方が効率的でなく、そうならざるを得ない。手練れの先生方とは違う時間のロスが見込まれる、こういうことも近年は出てきていると思います。

それからもう一つ、僕は、労働組合、教組ですね、この弱まりというもの。これは労働者の感覚、聖職者であるが労働者でもあるという観点の意識を低下させる、あるいはもっとこうしてほしいということを言う場面が先生方にはなくなってきた。僕は教研集会なんかを覗いたけれども、非常にいい意見も出るし、かくあるべしと思うような提案もいろいろあるし、データを伴った発言も多いんですね。しかし、それがなかなか生かされない。報道も少しされるんですが、文科省の人に聞いてもらいたいと思うようなことがありながら、なかなかそうはいかないというような、いろいろ織りなしたものが長時間労働という今日の状況に立ち至らせた。その責任は、文科省に始まって、地方自治体にもあるし、またこの教育委員会にもあるというような、それぞれの職掌の責任というものを持たなければいけないだろうと思っています。それが僕の全体状況の受けとめ方です。

これからの進め方として、縦と横、つまりこれからいろいろ文科省も具体策、あるいは指針みたいなものを出す。それに伴って、東京都も出す。それから、教育委員会としても現在のような動きがある。それぞれの学校でもある。つまり縦糸の部分がこれからもうちょっと具体的に出てくると思うんですね。そのときに横糸として、前にも言ったような、各学校ごとの個性のもとで、何が問題で、どうすれば対応できるのかということ、これを40校がそれぞれ真剣に考えて、具体策を出し合って、それを経験交流に持ち込んで、縦糸と横糸をうまくなじませていく、そういう作業がとても大事になってくるのではないかと思います。

それから2つ目は、先ほど言ったような、非常に混乱した長時間労働。ここの原因を正せば合理化できるという問題ではなく、いろいろ縦糸、横糸のしがらみがあちこちに出ているから、そう拙速ではできない。それから、上から命令して動かせるものでもない。変に命令的な縦糸だけでやると、かえってデメリットが生じる余地があると思っているので、少し時間をかけて取り組まなければいけないと。

3つ目としては、具体策を立てるに当たって、いろいろ研修会を減らせとかの声も出ているが、それでいいのか。つまり、経験交流や研修、そういうことを取ってしまって、時間が確保できたら質が落ちる、というんだったら逆効果だから、その辺の必要なことは絶対に確保しなければいけない。これをぜひ現場との話し合いのときに、必要なものは必要だと、しっかりとって、マイナスを防いでいただきたい。

それから、例えばICTによる教材の問題とか、こういうものでの合理化はいいけれども、交流する時間を断つことによって時間を浮かすというようなことが現場からの声にあるようだけれど、そういうことは絶対に許さないという決意で当たっていただきたい。

それから、これは教育指導課が主軸というか窓口であることは間違いないが、教育支援課や学校運営課、全部重なってくるんですね。そこがしっかりしていないと、教育指導課だけでできるわけがない。それから、教育指導課がぜひこうしてほしいという性質のものではなくて、一体となって、同時進行的にやらなければ成果は上がらないだろうという印象を持っています。

まとめ的に言うと、先ほど地域協働学校とかPTAの活用、これを進める。あるいは非正規の支援の先生方もたくさんいるわけですから、この人たちにもうちょっとこの部分を手伝ってもらえまいかという、その職域をちょっと拡大して、背負ってもらうことができないのかどうか。

小学校・中学校の校長、副校長、主任、あるいは用務員の人たち、それからスクールコーディネーターがいてとか、1つの学校に、いわゆる学校にはいろいろの立場の人がたくさん増えていますよね。それを学校ごとに、生徒の数と先生の数をもとにして、どういうふうに配置されているか、学校ごとの大きなマップを、数値の表をぜひつくってもらいたい。これがあると、この学校にどれだけの人員がいるかということもわかるし、それからここはもうちょっと作業量をこういうふうにできないかとか、いろいろ検討材料になると思うので、ぜひそれは早く、ひとつよろしく。

ということで、ぜひこの具体策の進め方のときに、いろいろな目配り、気配りをして、侃々諤々とやっていただきたい。上からおろす侃々諤々ではなくて、横の侃々諤々に取り組んでいただきたいなと思います。とりあえず以上です。

○教育長 ありがとうございます。今、羽原委員が言ったように、研修会だとか自分たちの勉強の機会というのが邪魔だから、それがなかったら時間ができるからよいと言うならば、それは違いますよね。業務自体を減らすことはなかなかできることではないわけで、今の仕事は全て理由があってやっているわけで、その時間をうまくやろうとするなら、外部の力を借りることも含めた効率化を図っていくということだと思うので、そのためには、学校ごとに置かれている状況はいろいろあるでしょうから、その辺は知恵を出しながら、第二次報告できちんと具体的なことが出せるように。

長い目でやらざるを得ないですね。とにかく今すぐやらなきゃいけないことはやらなきゃいけないけど、それでおしまいというわけではなくて、常に見直していくということだと思いますので、よろしく願いいたします。

○羽原委員 これからいろいろなところに、例えば放課後のスポーツの指導などに人員要求が

出てきますよね。この原案だけ見ても、相当いろいろなところで人員増という求めがある。だけど、そんなに増やせないから、どういう場面にどうやるかということをチェックしながら、つまり、区長と総合教育会議で共有するにしても、こういうところはぜひ、と言えるような検討を、並列ではなく、優先順位のついたような人員補填の案をぜひつくっていただきたいと思います。

以上です。

○**教育長** その辺については、事務局も問題意識を持っていて、今、いろいろなスタッフが入っているけれども、そのスタッフがもうちょっと横にはみ出た仕事もできるようにしたほうがいいんじゃないかとか、この仕事しかしないというようなことではなくて、もうちょっとフレキシブルに働いてもらう、その辺はスタッフの働き方の見直しとかいうことも今後やっていきたいと思います。ありがとうございました。

次、報告4について御意見ありますでしょうか。使用教科用図書の採択についてですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の発言〕

○**教育長** 次に、報告5です。児童・生徒数についてですが、何かございますでしょうか。

小学生は増えていて、中学生が減っているということです。13、14、15歳の人数はそんなに増えていないんですよ、そうしたことも一つあるようですが。

何か御質問ありますでしょうか。

○**羽原委員** 何で小学生が増えて、中学生が減るのか、思い当たるところがございましたら。

○**学校運営課長** 基本的には、住民基本台帳に登録されている人口の増によって、学齢期の児童・生徒の増減については比例していくものだと認識しているんですが、一方、中学になりますと、私立ですとか国公立、そういったところに進学していく児童が非常に多くございます。そういった中で、議会のほうでも議論になっているところですけども、40%近くのお子さん方が私立、国公立のほうに進学するという傾向はございます。

一方、小学校につきましては、全体で言いますと200名ちょっとぐらいだったと思うんですけども、私立への進学実績はございますが、全体に比べますと、まだ区立に進学するお子さんが多いといった状況になってございます。

○**羽原委員** 今、高校が三次の試験やってまで、なかなか集まらないと。これは私学へ流れるとか、これはよくわかるんですね。特に中学から行こうというところも、一貫校的な私立が多いから、そうなりがちだと思うんですね。そこはよくわかる。

ただ、僕は、公立も個性をもって、きちんとやっていますよというようなホームページをつくったりして、もうちょっと各学校が子どもたちに魅力を伝えられるような、この学校の個性はこうなんですよということ、つまり募集的な努力、もっと、授業とか、クラブ活動とか、内容的なものの魅力、こういうものをもうちょっと個性的な表現、内容でアピールすべきじゃないかなと思ってね。でないと、僕はやっぱり公教育が主たるところなのに、少しお金があると、みんな私学のほうへ流れると。これはちょっと本末転倒だと思うんですよね。

だから、もうちょっと各学校が個性をアピールするということ、特に中学なんかはもっと一生懸命やらなきゃいかんだろうと。僕は学校訪問のときにホームページを見ているけれども、あまりチャーミングでない。僕自身は学校があまり好きじゃなかったけれども、もうちょっと行きたくなるような学校のアピールを考えたらどうかと思うので。

○**教育長** ちなみに、次の資料の報告7の裏をちょっと見ていただきたいんですけども、参考で、区内在住の子ども人口の推移とあります。中学生というのは、平成28年度と30年度を比べると、減っているんですよ。実は母体とする人口数も、小学生はどんどん増えていくんですけども、中学生になるとやっぱり区外に出て、母数も減ってしまうという傾向があつて。そんなことを言い訳にするつもりはないですけども、ただ、ちょっとそういう傾向があります。

○**菊田委員** 今の意見に関連して。区立中学校PTA協議会も非常にそのことは思っています、何でかという、区立中学校へ入れてよかったというふうに区立中学校PTA協議会は非常に思っているんです。そのことをなかなか皆さんにお伝えする機会がない。小学校にアピールする機会がない。私たちは区立中学校に子どもを入れて本当に幸せだった、満足だったというふうに思っていますので、ぜひそういうところなんかも御活用いただいて、そしてさっき、一貫教育だから中学校で早く受験させてしまいたいという話も出ましたけれども、そこで失うものもありますから、年齢ごとにやはり教えていかなきゃいけないことがあつて、そこで受験をさせてしまうと失うものもありますから、そういう意味で豊かな教育をしているのが区立中学校であるということをぜひアピールしていただいて、ホームページもそうですし、発信の機会があれば、ぜひアピールしていただきたいと思っています。

以上です。

○**教育長** ありがとうございます。

皆さんでそれぞれ知恵を出し合って頑張っていきたいと思いますので、よろしく願います。

続きまして、報告6について、何か御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 では、報告7、子ども読書活動推進計画について、御意見・御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 よろしいでしょうか。

では、以上で、報告7まで終わりました。

◆ 報告8 その他

○教育長 その他、報告事項はありますか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 ありがとうございます。特に報告事項はないということでございます。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後 3時29分閉会